

令和7年度 水道メーター購入(小口径)仕様書

1.購入内容

口 径	種 別	付属品(必要数)	購入数量
φ 13mm	乾式デジタルメーター(ショートタイプ)	パッキン(2枚)	3,000
φ 20mm	乾式デジタルメーター	パッキン(2枚)	3,000
φ 25mm	乾式デジタルメーター	パッキン(2枚)	200
φ 30mm	乾式デジタルメーター	パッキン(2枚)	16

※上記すべてについて、メーター両端取付部に、ねじ保護用樹脂製キャップを取り付けること。

※上記すべてについて、上水ネジとすること。

2.適用法令・規格

受注者が製造し納入するメーターは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等による。

1)計量法関係

- ①計量法(平成4年法律第51号)
- ②計量法施行令(平成5年政令第329号)
- ③計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)
- ④特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)
- ⑤指定製造事業者の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第77号)

2)水道法関係

- ①水道法(昭和32年法律第177号)
- ②水道法施行令(昭和32年政令第336号)
- ③水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)
- ④給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)

3)日本産業規格及びその引用規格(最新版を引用する。)

- ①JIS B8570-1 水道メーター及び温水メーター第1部:一般仕様
- ②JIS B8570-2 水道メーター及び温水メーター第2部:取引又は証明用
- ③JIS B7554 電磁流量計

4)その他関連する法令等

3.購入方法

下取り付新品購入とする。

下取り付新品購入とは、新品購入代金から発注者が引き渡すメーターを下取り評価の上、精算し購入することをいう。

4.材質

メーターケースの材質は鉛フリー銅合金とする。

5.業者決定方法

各口径の購入数量×単価金額の総額が最低の価格である者を落札者とする。

6.表記

メーターには、その見やすい箇所に容易に消えない方法で、次の事項を表記しなければならない。

- (1) 業者名又は商標等
- (2) 検満有効期限
- (3) 口径(蓋及びケース)
- (4) 鑄造年
- (5) 流れの方向
- (6) メーター番号(契約後指示)
- (7) その他、法令等で定める事項

7.塗装

蓋のみを塗装する。

塗装色は以下のとおりとする。

- (1) 日塗工色番号 A69-50T 青色

8.計量特性

計量範囲(R値)が100以上とする。

※ $R = Q_3(\text{定格最大流量}) / Q_1(\text{定格最小流量})$

9.納期

令和7年度水道メーター発注予定個数表

口径 納期	φ 13mm	φ 20mm	φ 25mm	φ 30mm
7月20日	1,000	500	120	16
8月20日				
9月20日				
10月20日				
11月20日	1,000	1,000		
12月20日				
1月20日		1,000		
2月20日	1,000	500	80	
合計	3,000	3,000	200	16

※上下水道局の都合により8月以降の納期は変更になる可能性があります。

10.納入

- (1) 納入は、上下水道局が指示する日に指示する機種・数量を、指示する倉庫に受注者により納入すること。
- (2) 納入時に納品明細書及び器差成績表を提出すること。
- (3) 2025年5月以降、上下水道局の要請により、随時上下水道局所有の下取りメーターを持ち帰ること。

11. 下取りメーター個数

口径	個数
φ 13mm	4,000
φ 20mm	2,300
φ 25mm	180
φ 30mm	25

※隔測受信機、コード含む。

※下取り時に引取証を提出すること。

※下取りメーターの引取時期は2026年4月以降になる場合がある。

※下取りメーターについては、直読式と電子式等を区別しない。

12. 支払について

(1)納入月ごとに請求をすること。

(2)請求金額は、入札書の内訳明細に記載した単価に納入数量を乗じ、消費税等額を加算して計算する。

(3)納入完了月の請求金額は、契約金額から支払済額を控除した金額となるように計算すること。

13. 納入場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所倉庫棟内指定場所

※倉庫棟高さ制限あり(2. 8m以下)

※進入経路は西側からの一方通行

14. 保証

(1)メーター納品日から1年以内にメーターに異常が生じ、その原因が受注者にあることが明らかな場合は、受注者の責任で当該メーターを新品と取り替えること。

(2)検定有効期間内にメーターの異常が疑われた場合、受注者の責任において原因を調査し対策を施すこと。
異常の原因が受注者にあることが明らかな場合は、受注者の責任で当該メーターを修理すること。

15. その他

この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。